

令和4年度 園児募集について

認定こども園・問寒別へき地保育所では、令和4年度の入園児を令和4年2月1日から2月28日までの期間で募集いたします。

幌延町認定こども園

○幼稚園（1号認定3〜5歳児）

- ・定員 15名
- ・保護者の就労に関わらず、3歳以上（令和4年4月1日現在）のお子さんで、幼児教育を希望する方が対象です。

・教育標準時間 9時〜13時

（8時30分から登園時間、給食後に降園）

○保育園（2号・3号認定0〜5歳児）定員70名

- ・「保育を必要とする事由」に該当する家庭のおさんが対象です（2号・3号認定）

- (1) 就労
- (2) 妊娠・出産
- (3) 保護者の疾病、障がい
- (4) 同居または長期入院などをしている親族の介護・看護

※兄弟姉妹の小児慢性疾患に

伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含む）
- (7) 就学（職業訓練等における職業訓練を含む。）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること。
- (9) 育児休業取得時に、既に保育者を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- (10) その他、上記に類する状態として幌延町が認める場合

○保育時間

保育標準時間認定…7時30分〜18時30分（保護者の就労により、最大11時間利用可能）

保育短時間認定…8時15分〜16時15分（保護者の就労により、最大8時間利用可能）

休園日…土曜日・日曜日、国民の祝日、年末年始

○認定こども園 入園までの流れ

- (1) 「施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定（教育・保育給付認定変更）申請

書兼現況届出書」に就労などの証明書（保育を必要とする事由を証明するもの）を添えて、こども園に提出してください。

様式はこども園に来園して入手いただくか、ホームページからPDF「教育・保育給付認定申請書兼現況届出書」を印刷してご使用ください。

- (2) 保育の必要性や必要量の審査、利用者負担額（保育料）の算定後、保護者へ「支給認定証」が交付されます。併せて利用者負担額、入園承諾書などが通知されます。（3月下旬予定）
- (3) 4月の入園までに口座振替の手続きや、入園のしおりにより園生活に必要な物を揃えましょう。

○利用者負担額などについて

- (1) 3歳〜5歳の保育料は無償化となっています。

ただし実費徴収として、給食費（月額主食800円・副食4,100円）教材費（月額1,1

40円）の保護者負担金があります。なお、基準額表の階層区分により免除となる世帯があります。

- (2) 時間外保育（延長保育）、一時預かり保育などの特別保育料金

時間外保育（延長保育）…15分毎につき 80円
一時預かり等保育料金…1時間毎につき 300円

- (3) 3歳未満児の保育料は次ページの利用者負担額徴収基準額表のとおりです。

